

The top half of the page features an orange background with various food-related icons in a lighter shade of orange. These include a bottle of soy sauce, a piece of salmon, a tomato, a fish, a bowl of soup, a carrot, a slice of cheese, a loaf of bread, and a carton of milk.

食品表示法

The bottom half of the page features a green background with various landscape and technology-related icons in a lighter shade of green. These include a landscape with trees, a gift box, a target with an arrow, a laptop, a smartphone, a computer monitor, a box with the character '籤' (籤), and a gift box.

景品表示法

への対応

食品 表示法 への対応

**「食品表示法」が
平成27年4月1日より施行されています。
消費者保護の観点から、
セルフ商品にも適切な対応が
問われています。**

「食品表示法」が平成27年4月1日から施行されています。法の目的は、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することであり、このため、これまで「食品衛生法」「健康増進法」「JAS法」の3つの法令に規定されていたため分かりにくくなっていた食品表示に関する規定が統合され、「食品表示法」に一元化されることになりました。

社会就労センターでは、全国または都道府県において様々な規模の「ナイスハートバザール」等を開催し、センターで作成した商品の展示販売を行っていますが、当然、ここで扱う食品もこの法律の対象となるため、適切な対応を図る必要が生じています。

そこで、主な変更点やこれまでの食品表示に関する法律等とどの点が異なるのかについてあらためて下記にまとめましたので、ご確認ください。

全国社会就労センター協議会では、本年4月に「食品表示法による食品表示作成に関するセルフ組織担当者研修会」を開催するとともに、本年9月2日開催の「セルフ商品コンプライアンス強化セミナー(平成27年度ナイスハートバザール担当者研修会)」においても、この対応について学びました。

また、都道府県や市町村の行政の関係部局や保健所、民間レベルで物産を扱う団体等が、「食品表示法」に関連した研修会を開催しているところもあるので、積極的に参加し、正しい知識と対応方法を学んでいただくことや、日頃から保健所や食品衛生関係検査機関等の関係機関と連携を図る(必要に応じ検査を依頼)などの対応をお願いいたします。法の詳細は、消費者庁のホームページ「食品表示一元化情報」等により確認してください。

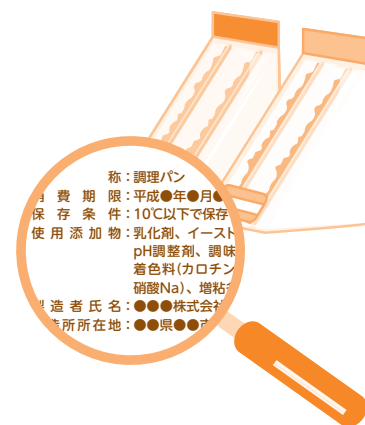
主な変更点及び注意点

食品をセルフ商品としている場合、あらためてご注意ください。

- 現在、個別表示か一括表示かの選択は、事業者の判断に任されていますが、これからは、原則、個別表示となり(表示量が多く、かえって消費者にわかりにくくなる場合を除いて)、表示の方法も一部変更されています。
- ラベルの表示項目は、「名称」、「原材料名」(とくに、アレルギー7品目「卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生」の表示の重要性の明確化、また、添加物以外の原材料と添加物を区分して原材料に占める重量の多いもの順に表示。)、**「内容量」、「賞味(消費)期限」、「保存方法」、「製造業者等の氏名または名称及び住所」**となります。
- 更に、栄養成分表示(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)が義務付けられます。



- 表示レイアウトが改善され、表示可能面積が30cm以下の場合でも、安全性に関する表示項目(「名称」、「保存方法」、「消費期限または賞味期限」、「表示責任者」及び「アレルギー」[L-フェニルアラニン化合物を含む])については省略不可となり、また、添加物以外の原材料と添加物の区分を明確に表示することとなりました。
- 新表示への移行には5年間の経過措置期間が設けられていますが、その期間中は、新表示、旧表示の商品両方が市場に出回ることから、消費者の混乱を防止するため、一つの食品表示の中で新旧の基準が混在することは、禁止となります。



違法表示がある場合、罰則が設けられています(主なもの)

- アレルギーや原産地など、食品を摂取する際の安全性に関わる違反表示を行った場合には、法人の代表者等は2年以下の懲役、または200万円以下の罰金となり、法人には最高1億円以下の罰金が科されます。(直罰)
- 原産地虚偽の表示は、2年以下の懲役、または200万円以下の罰金が科されます(原材料の原産地を含む)。(直罰)
- 行政からの回収等命令に違反した場合は、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金となり、法人には最高3億円以下の罰金が科されます。
- その他、(ナイスハートバザール等の)会場を提供する企業(団体)も管理責任が問われます。

「食品表示」に係る変更項目(概要)

※食品表示基準の概要(消費者庁)より

1 加工食品と生鮮食品の区分の統一

JAS法と食品安全法で異なっていた食品の区分について、JAS法の考え方に基づく区分に統一・整理。

2 製造所固有記号の使用に係るルールの変更

3 アレルギー表示に係るルールの変更

- (1)特定加工食品及びその拡大表記を廃止することにより、より広範囲の原材料についてアレルギーを含む旨の表示を義務付け。
- (2)アレルギー患者の商品選択の幅を広げるため、個別表示を原則とし、例外的に一括表示を可能とする。
- (3)一括表示をする場合、一括表示欄を見ることでその食品に含まれる全てのアレルギーを把握できるように、一括表示欄に全て表示 等

4 栄養成分表示の義務化

5 栄養強調表示に係るルールの変更

- (1)相対表示(栄養強調表示をするための要件を変更)
- (2)無添加強調表示(新規)

6 栄養機能食品に係るルールの変更

- (1)対象成分の追加
- (2)対象食品の範囲の変更
- (3)表示事項の追加・変更

7 原材料名表示等に係るルールの変更

- (1)パン類、食用植物油、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料について、他の加工食品同様、原材料又は添加物を区分し、それぞれに占める重量の割合の高いものから順に表示。
- (2)複合原材料表示について、それを構成する原材料を分割して表示した方が分かりやすい場合には、構成する原材料を分割して表示可能とする。
- (3)プレスハム、混合プレスハムに関し、原材料名中のでん粉の表示に「でん粉含有率」を併記していた点について、「ソーセージ」、「混合ソーセージ」同様、「でん粉含有率」の表示事項の項目を立てて表示。

8 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善

- (1)一般消費者向けの添加物には、新たに、「内容量」、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示。
- (2)業務用の添加物には、新たに、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示。

9 通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定

10 表示レイアウトの改善

- (1)表示可能面積がおおむね30平方cm以下の場合でも、安全性に関する表示事項(「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルゲン」及び「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」)については、省略不可。
- (2)表示責任者を表示しなくてもよい場合でも(食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合、不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合又は食品関連事業者以外の販売者が容器包装入りの加工食品を販売する場合)には、製造所又は加工所の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入者にあつては、輸入業者の営業所所在地)も省略不可。
- (3)原材料と添加物は、区分を明確に表示。

11 経過措置期間

経過措置期間(食品表示基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行の猶予期間)は、加工食品及び添加物の全ての表示について5年、生鮮食品の表示については、1年6か月とする。

※経過措置期間がそれぞれ設けられているが、経過措置期間中の期間切れに備えて、できるだけ適切に表示するよう対応することが望ましい。



開催予定

♥ 埼玉県大宮市

平成28年2月12日(金)～17日(水)

♥ 広島県広島市

平成28年2月20日(土)～23日(火)

// 福山市

平成28年2月25日(木)～28日(日)

※広島県は2会場で開催

景品 表示法 への対応

展示販売では、 「不当景品類及び不当表示防止法」にも 留意しましょう。

社会就労センターが行う商品の展示販売に関連して守らなければならない法律の中で、もう一つ重要なものが「不当景品類及び不当表示防止法」です。この法律は、平成26年12月1日より施行されていますが、その概要は、消費者が求める商品やサービスが、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、過大な景品類の提供が行われていると、それにつられ消費者が実際には質の良くない商品やサービスを買ってしまうという不利益を被ってしまいます。そのため、そのような不当表示や不当景品から消費者の利益を保護するために制定されたもので、「景品表示法」と略す場合もあります。

この法律によって、商品・サービスの品質や内容、価格等を偽って表示することを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限するなどにより、消費者のより良い商品・サービスを自主的、合理的に選べる環境を守っています。

以下、この法律の概要をまとめましたので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

※事例でわかる！景品表示法(消費者庁)より

表示とは





- チラシ・パンフレット、カタログ
 - 容器、パッケージ、ラベル
 - ダイレクトメール、ファクシミリ広告
 - ディスプレイ(陳列)、実演広告
 - 新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM
 - ポスター、看板
 - セールストーク(訪問・電話)
 - インターネット上の広告、メールがあります。
- また、ナイスハートバザールでよく見られる「ポップ広告」もこれにあたります。

不当表示の種類

優良誤認表示 …… 商品・サービスの品質、規格、その内容についての不当な表示


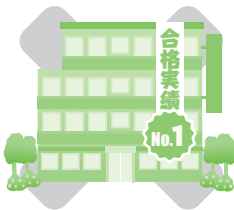
●「実際のものよりも著しく優良である」と示すケース

例

 <p>食肉の ブランド表示</p>	 <p>アクセサリーの 原材料の虚偽表示</p>	 <p>「100%果汁」と表示した ジュースの果汁成分が 実際には60%だった</p>	 <p>「走行距離3万キロ」と表示した 中古車の実際の走行距離が 10万キロだった 等</p>
---	---	---	--

●「競争業者のものよりも著しく優良である」と示すケース

例

 <p>パソコンの性能表示 (実際は他社も 採用している技術なのに、 この技術は当社だけ！ と表示した</p>	 <p>予備校の合格実績広告 (カウンターの仕方が 一般的な方法と違う)</p>
--	--

- その他 実証のないダイエット商品の効果、効能の実証がない害虫駆除器の効果、機械打ちの麺に「手打ち」と表示、添加物を使用した食品に「無添加」と表示 等

有利誤認表示 …… 商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当な表示

- 実際の者よりも著しく有利であると誤認されるケース
- 競争業者のものよりも著しく有利であると誤認されるケース
- その他 一部の商品のみ5割引なのに、「全品5割引」と表示、内容量を多く見せるための過大包装 等

その他誤認される恐れのある表示

…… 一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣がしている不当表示

- その他、まぎらわしい、又は正しい判断を困難にさせる表示

例



無果汁の清涼飲料水等
についての不当な表示



商品の原産国に関する
不当な表示



おとり広告に関する
不当な表示 等

景品類とは

- 顧客を誘引するための手段として、商品・サービスの取引に付随して提供する物品、金銭などのことを指します。
 - ★ 一般懸賞 …… 商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供すること。 ※実際は限度額があります
 - ★ 共同懸賞 …… 一定の地域や業界の事業者が共同して景品類を提供すること。 ※実際は限度額があります
 - ★ 総付景品 …… 懸賞によらず、商品・サービスを買ったり、来店したりした人にもれなく提供される景品類のこと。 ※実際は限度額があります

違反した場合

- 景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合、消費者庁が調査をし、違反行為の差し止めを求めるなど必要に応じた「措置命令」を行います。
- ★ 「措置命令」違反したことを一般消費者に周知徹底すること。再発防止策を講じること。当該違反行為を将来繰り返さないこと。が課されます。

事業者が構すべき7つの措置とは

- 事業者は、表示等の適切な管理のため必要な体制の整備その他の必要な措置(7つ)を講ずることが課せられています。
 - 1 景品表示法の周知・啓発
 - 2 法令遵守の方針等の明確化
 - 3 表示等に関する情報の確認
 - 4 表示等に関する情報の共有
 - 5 表示等を管理するための担当者等を定めること
 - 6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
 - 7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応